

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日は、その翌日が休日となる場合)

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、電子情報処理組織を利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ◆訓令 鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程
- ◆告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◆廃川敷地の生成
- ◆教委告示 教育委員会の招集
- ◆公告 農業改良普及員資格試験等の合格者
- ◆宅地建物取引主任者資格試験の合格者

訓令

鳥取県訓令第二号

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程を次のように定める。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

第四条 電算処理を効率的に行うため、人事課は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(人事課の所掌事務)

- 一 電算処理についての指導及び助言に關すること。
- 二 電算処理についての総合調整に關すること。

第五条 主務課長は、その所掌する事務の全部又は一部を電算処理しよう

とするときは、当該電算処理を開始しようとする年度の前年度の九月末（総務部長が特に必要と認める事務については、当該電算処理を開始しようとする日の（一月前）までに、電子情報処理組織利用決定依頼書（様式第一号）を総務部長に提出しなければならない。

（適用事務の決定）

第六条 総務部長は、前条に規定する電子情報処理組織利用決定依頼書の提出があつたときは、当該事務を適用事務とすることについてその適否を決定し、その結果を電子情報処理組織利用適否決定通知書（様式第二号）により主務課長に通知しなければならない。

（委託の協議）

第七条 主務課長は、電算処理を外部に委託しようとするときは、人事課長に協議しなければならない。

2 人事課長は、前項の規定による協議があつたときは、次の各号に掲げる事項について検討しなければならない。

- 一 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- 二 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- 三 委託契約書に明記すべき事項

イ データの機密保持に関する条項

ロ 再委託の禁止又は制限に関する条項

ハ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項

二 データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項

ホ 事故発生時における報告義務に関する条項

ヘ イからホに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項

四 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等の措置をすべき事項

イ データの授受及び搬送に関する事項

ロ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項

ハ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項

ニ 作業内容等の変更に関する事項

ホ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項

ヘ 検査の実施に関する事項

（データの管理）

第八条 主務課長は、適用事務に係るデータについて、漏えい、滅失、き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理を適正に行わなければならない。

（人事課長への報告）

第九条 主務課長は、適用事務に係る資料を作成し、又は適用事務の内容を変更し、若しくは電算処理を廃止したときは、速やかに、人事課長へ報告しなければならない。

（委任）

第十条 この訓令に定めるもののほか、電算処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

報 公 县 取 鳥		
様式第1号（第5条関係）		
電子情報処理組織利用決定依頼書		
総務部長殿		
この度、下記事務について、電子情報処理組織により処理したいので、 適用事務の決定をお願いします。		
年	月	日
課、長、回		
記		
区分	事項	
1 事務名		
2 処理内容		
3 处理件数		
4 根拠法令等		
5 電算処理の必要性及び効果		

6 現行事務量及び 経費		
7 処理時期		
8 委託先		
9 入力帳票の送付 時期		
10 入力帳票	○別紙のとおり	○なし
11 利用する適用事 務名		
12 出力帳票	○別紙のとおり	
13 経費	○主務課負担 (予算基準 科目、金額)	○人事課負担
14 事務の継続性	○今年(回)限り	○毎年継続(年回月ごろ)
15 参考の事項		
16 事務の担当	○係名	○担当者名
	○府内電話番号	

様式第2号(第6条関係)

昭和58年11月25日 金曜日

報公県取島

電子情報処理組織利用適否決定通知書

課長殿

年 月 日 付けで依頼のあつたことについて、下記のとおりその適否を決定したので、通知します。

年 月 日

総務部長印

記

区分	事項
1 事務名	○適用事務に決定します。 ○適用事務には決定できません。 理由
2 適否	

3 治理内容	
4 治理時期	
5 委託先	
6 入力帳票の送付 時期	
7 経費	円 (科目) ○人事課負担
8 その他	

告示

鳥取県告示第千十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡歯科医院	日野郡日野町根雨四四四	昭和五十八年十一月十七日

鳥取県告示第千十七号

河川区域の変更により、次とのおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県 知事 西 尾 次

邑 郡 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川大江川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和五十八年十一月二十五日

三 廉川敷地の位置

八頭郡船岡町大字殿宇屋ゲン田二五次一地先から同大字字下藤ノ木四

二地先まで

四 廉川敷地の種類及び数量

土地 三、二〇三・一八平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

日曜金 11月25日 昭和58年

報 公 告 取

1 口笛 留保田十八母十一戸十九田（火）廿浦十一大十田穴
2 鳴石 鳴取中津田一ト五十七番地 鳴取県教育委員会課長
3 議題

- 1 鳴取県高等学校教育課程修了検査の出免について
2 やの里

公 告

昭和58年10月25日から同月27日までの間に実施した農業改良普及員資格

試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和58年11月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和58年11月25日

昭和58年10月16日に実施した昭和58年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

1 農業改良普及員資格試験の合格者

塩見 寛	池田 浩二	森山 健	原本 雅昇	長谷 洋一	大野 伸吉	吾郷 昌三	秋里 光人	近衛 曜行
中谷由紀男	清山 浩司	河谷 基次	林 恒夫	下田 敏夫	田熊 洋一	八木 孝子	小林 弘美	瀬口 和彦
宮田 邦夫	山口 祐助	米村 功	森本 和彦	若木 義博	磯江 司	桑本 始	山田 隆一	三上 博和
伊田 和古	水垣 清和	永原 知明	秋山 康信	梅林 広志	龜井 透匡	岸田 邦子	吹野 悅郎	高下 宗正
馬場 誠	島 康博	田村 文男	森 輝信	小田 隆弘				
椿 越夫	佐々木貴代	三浦 榮子	上田 秀幸					
千田 幸市	中井 敏久	小田 正人	淀瀬 繁樹					

坂尾 成正 東 貞敏 三谷 滋 横山富美子
田中 重樹 武知 敏 宮本 幸代
間屋口純子 砂川 朝子 青木 美砂 柳榮小百合
奥田 理恵 塩 美津代 西谷 匠子 田村真理子
田子川瑞恵 中原 充美 田中 泉 岡村みどり
山田 由紀 矢部ちづる 石原真由美 田中美佐恵
片山 裕美 岡嶋 弘恵 松本 博美
尾崎奈美子 桦島百合子 磯江 陽子